

お客さま各位

広島信用金庫

保証会社であるひろしん保証サービス株式会社の保証委託約款の改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、広島信用金庫の保証会社であるひろしん保証サービス株式会社は、同社が定める「保証委託約款」につきまして下記のとおり一部改正を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 改正する規約

ひろしん保証サービス株式会社が定める「保証委託約款」

2. 改正日

令和5年4月1日

3. 改正内容

変更後	変更前
<p>第15条（保証料および手数料）</p> <p>1. 私は本保証を受けるに<u>あたって</u>貴社所定の保証料および手数料を貴社<u>指定</u>の方法により支払います。</p> <p>2. 私が約定通り支払いの履行をなしかつ残額を約定期限前に一括<u>返済</u>したときは、既払保証料のうち貴社所定の料率、方法で計算した未経過保証料<u>について、金融機関所定の振込手数料を控除のうえ返戻してください。なお、未経過保証料が振込手数料に満たない場合は、保証料の返戻は不要です。</u></p>	<p>第15条（保証料および手数料）</p> <p>1. 私は本保証を受けるに<u>ついて</u>貴社所定の保証料および手数料を貴社<u>所定</u>の方法により支払います。</p> <p>2. 私が約定通り支払いの履行をなしかつ残額を約定期限前に一括<u>完済</u>したときは、既払保証料のうち貴社所定の料率、方法で計算した未経過保証料<u>を返戻してください。</u></p>

以上